

〔別紙 1〕

随意契約理由書

神戸市

件名	西クリーンセンター 火格子購入
契約の相手方	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 西クリーンセンターの火格子は、三菱重工業株式会社が独マルチン社より技術導入を行い、材質・品質・形状等独自に技術的改良を加えたものであり、他社の製品では代用できず、現在三菱重工業株式会社より機器の販売・点検・補修等の業務を移譲された上記業者からしか購入ができない。 以上の理由から、上記の者と随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター (電話番号： 078-974-2005)